

切目川漁業協同組合  
和内共第16号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、切目川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、もくずがに及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、あゆ又はうなぎを対象とする遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、あゆを対象とする遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とするイ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あゆ	手釣、竿釣	—
	たも網	たもの口径 30cm 以下
	小タカ網	網の全長 7m 以下
もくずがに	かに籠	かに籠の縦・横・高さの合計 150cm 以内 1名2籠以内
うなぎ	手釣、竿釣	—
	うなぎ筒	1名3本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	漁具・漁法	期間
あゆ	手釣、竿釣、たも網	6月15日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
	小タカ網	9月1日から12月31日まで
もくずがに	かに籠	9月1日から12月31日まで
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ筒	4月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
全流域各堰の上流20m、下流50mに至る区域	周年
大字西ノ地、乙井井堰より下流の全域	周年

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	7cm
もくずがに	甲幅5cm
うなぎ	30cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児、小中学校の生徒、又は肢体不自由者のときは無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

一 あゆを対象とする遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、たも網	1日3,000円、1年5,000円
	小タカ網	1年15,000円

## 二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
もくずがに	かに籠	1年2,500円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎ筒	1年5,000円

- 2 遊漁料は、組合が指定する遊漁承認証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

### (遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

- ・入漁に際しては必ず本証を携帯すること。
- ・監視員の要求があった場合は提示すること。
- ・他人に貸与してはならない。
- ・紛失しても再発行はしない。

(8) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

### (遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）注意事項

- ・内水面漁業に関する法令、条例及び規則をよく守り健全なる漁法の指導育成に努めます。
- ・本証は監視の際必ず携帯すること。
- ・本証を他人に譲渡又は貸与してはならない。
- ・記載事項に手を加えないこと。
- ・記載事項に変更が生じたとき、資格を失ったとき、有効期間を経過したときは、直ちに組合に返納しなければならない。

（4）発行者名

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。